

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月25日

【会社名】 株式会社KADOKAWA・DWANGO

【英訳名】 KADOKAWA DWANGO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 川上 量生
代表取締役社長 佐藤 辰男

【本店の所在の場所】 東京都千代田区富士見二丁目13番3号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社KADOKAWA
取締役経理財務本部長 渡辺 彰
株式会社ドワンゴ
執行役員 コーポレート本部長 小松 百合弥

【最寄りの連絡場所】 株式会社KADOKAWA
東京都千代田区富士見二丁目13番3号
株式会社ドワンゴ
東京都中央区銀座四丁目12番15号

【電話番号】 株式会社KADOKAWA
03-3238-8412
株式会社ドワンゴ
03-3549-6300

【事務連絡者氏名】 株式会社KADOKAWA
取締役経理財務本部長 渡辺 彰
株式会社ドワンゴ
執行役員 コーポレート本部長 小松 百合弥

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
（注1）

【届出の対象とした募集金額】 2,500,000,000円（注2）

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

- (注) 1. 本訂正届出書の対象となる新株予約権は、平成26年5月14日に開催された株式会社KADOKAWA（以下、「KADOKAWA」といいます。）及び株式会社ドワンゴ（以下、「ドワンゴ」といいます。）の取締役会の決議（株式移転計画の作成）、KADOKAWAにおいては平成26年6月21日に開催された定時株主総会、ドワンゴにおいては平成26年7月3日に開催予定の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）に際し、本株式移転により株式会社KADOKAWA・DWANGO（以下、「当社」といいます。）がKADOKAWA及びドワンゴ（以下、総称して「両社」、個別に「各社」という場合があります。）の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）においてKADOKAWAが発行している株式会社角川グループホールディングス2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成21年12月18日発行）（以下、「承継前新株予約権付社債」といいます。）に付された新株予約権（以下、「割当対象新株予約権」といいます。）の新株予約権者（以下、「割当対象新株予約権者」といいます。）に対して、割当対象新株予約権の代わりに、割当対象新株予約権者が有する割当対象新株予約権の合計と同数の当社の新株予約権を交付するものです。当社は、本株式移転に際して、基準時においてKADOKAWAが発行している承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務のうち、基準時において未償還のもの全てを承継します。
2. 承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務当初金110億円のうち、本株式移転の効力が生じる直前において未償還の金額となります。本訂正届出書提出日において未確定であるため、平成26年5月31日現在の承継前新株予約権付社債の残高を記載しております。なお、本株式移転の効力発生日までに承継前新株予約権付社債の転換がなされること等により変動する可能性があります。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年6月3日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成26年6月21日開催のKADOKAWAの定時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、平成26年6月24日付でKADOKAWAの有価証券報告書が提出されたこと、および平成26年6月23日付でKADOKAWAの臨時報告書が提出されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、当該事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、KADOKAWAの定時株主総会の議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

- 1 組織再編成の目的等
 - (2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
提出会社の企業集団の概要
- 3 組織再編成に係る契約
 - (1) 株式移転計画の内容の概要
- 6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利
- 7 組織再編成に関する手続

第2 統合財務情報

第三部 企業情報

第1 企業の概況

- 2 沿革
- 4 関係会社の状況

第2 事業の状況

- 1 業績等の概要
- 2 生産、受注及び販売の状況
- 3 対処すべき課題
- 4 事業等のリスク
- 5 経営上の重要な契約等
- 6 研究開発活動
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

- 1 設備投資等の概要
- 2 主要な設備の状況
- 3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (5) 所有者別状況
 - (6) 大株主の状況
 - (7) 議決権の状況
- 3 配当政策
- 5 役員の状況
- 6 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (1) コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

第五部 提出会社の特別情報

第1 最近の財務諸表

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 株主資本等変動計算書
- 4 キャッシュ・フロー計算書

第六部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

四半期報告書又は半期報告書

臨時報告書

訂正報告書

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

（添付書類の追加）

KADOKAWAの定時株主総会の議事録の写し

3 【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)]

(訂正前)

銘柄	株式会社KADOKAWA・DWANGO 2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(注1)
記名・無記名の別	無記名式
券面総額又は振替社債の総額(円)	金2,500,000,000円(注2)
各社債の金額(円)	金5,000,000円
発行価額の総額(円)	金2,500,000,000円(注2)
発行価格(円)	本社債の金額100円につき金100円。 但し、本新株予約権の発行価格は無償とし、本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しません。
利率(%)	年率1.0%
利払日	毎年3月31日及び9月30日並びに平成26年12月18日
利息支払の方法	本社債の利息は、本株式移転効力発生日(同日を除く。)から償還期日(同日を含む。)までこれをつけ、毎年3月31日及び9月30日にその日までの前半箇年分を支払い、平成26年12月18日の最終の支払いについては平成26年9月30日(同日を除く。)から平成26年12月18日(同日を含む。)までの分を支払います。詳細は、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約 (2)株式移転計画の内容」に記載の移転計画書 別紙3 株式会社KADOKAWA・DWANGO 2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の社債要項(以下、「本新株予約権付社債要項」といいます。)の「2.(3)本社債の利息支払の方法及び期限」をご参照ください。
償還期限	平成26年12月18日
償還の方法	当社は、平成26年12月18日に、本社債額面金額の100%で償還します。 なお、上記の満期償還日の償還のほか、税制変更による繰上償還、組織再編等による繰上償還、上場廃止等による繰上償還、クリーンアップコール条項による繰上償還、買入消却又は債務不履行等による強制償還が行われる場合があります。詳細は、本新株予約権付社債要項の「2.(4)償還の方法及び期限」をご参照ください。
募集の方法	本株式移転の効力が生ずる直前にKADOKAWA以外の者により保有されている残存する承継前新株予約権付社債の社債権者に対して、その保有する承継前新株予約権付社債に係る社債金額と同額の社債金額となる本社債を割り当てます。(注3)
申込証拠金(円)	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
払込期日	該当事項はありません。
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はありません。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>本新株予約権付社債が残存する限り、当社は、現在又は将来の外債(以下に定義される。)又は外債に係る保証、補償その他類似の債務につき、その所持人のために当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しません。但し、当該担保の利益が同時に本新株予約権付社債にも同等に比率で及ぶ場合、又はDaiwa Securities SMBC Europeが十分と認めるか若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保若しくは保証が本新株予約権付社債の所持人のために提供される場合は、この限りではありません。</p> <p>上記における「外債」とは、当社が発行するボンド、ノート又はディベンチャーにより表章される債務(日本法上の社債に該当し、償還期間が1年を超えるものをいう。)のうち、()日本以外の通貨円建てのもの、又は()日本円建てで、当初、その元本総額の過半が、当社により又は当社の承認を得て日本国外で募集若しくは販売されるものであり、かつ、()及び()のいずれの場合においても、日本国外の証券市場、店頭市場又はその他の類似の証券市場において、当面の間、取引相場があり、上場され若しくは通常取引がされているもの又はそれが予定されているものをいいます。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。

- (注) 1. 本届出書に係る新株予約権付社債を、本届出書において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」といいます。
2. 承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務当初金110億円のうち、本株式移転の効力が生じる直前において未償還の金額となります。本届出書提出日において未確定であるため、平成26年5月31日現在の承継前新株予約権付社債の残高を記載しております。なお、本株式移転の効力発生日までに承継前新株予約権付社債の転換がなされること等により変動する可能性があります。
3. 本届出書の対象となる新株予約権は、本株式移転に際し、割当対象新株予約権者に対して、割当対象新株予約権の代わりに、割当対象新株予約権者が有する割当対象新株予約権の合計と同数の当社の新株予約権を交付するものです。また、当社は、本株式移転に際して、基準時においてKADOKAWAが発行している承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務のうち、基準時において未償還のもの全てを承継します。
4. 本社債に関する支払いにつき、日本国又は日本国内のその他の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法により要求される場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、当社は、一定の日本国非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収後の支払額が当該源泉徴収がなければ支払われたであろう額と等しくなるように追加金を支払います。
5. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付はありません。

（新株予約権付社債に関する事項）

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<p>株価の下落により新株予約権の転換価額が下方修正された場合、新株予約権の目的となる株式の数が増加します。</p> <p>転換価額の修正の基準及び頻度 平成25年12月18日以降、当社の選択する日（日本時間、以下、本段落において、「特別決定日」といいます。）（同日を含みます。）までの15連続取引日の終値の平均値の95%（1円未満の端数は切り上げます。）（以下、本段落において、「修正基準株価」といいます。）が、特別決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、当社は、その裁量により、平成25年12月18日から平成26年6月17日において、転換価額を1株当たりの修正基準株価に下方修正することができます（但し、特別決定日（同日を含みません。）から下記に定義される特別修正日（同日を含みます。）までの期間に本新株予約権の転換価額の調整条項に従ってなされた調整に従います。）。かかる修正は、特別決定日後14日目の日（以下、本段落において、「特別修正日」といいます。）に効力を生じるものとします。但し、算出の結果、当該修正基準株価が特別決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は特別決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げます。）とします。また、本段落の規定に従った転換価額の修正は1度しか行われぬものとします。</p> <p>転換価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限（注2）</p> <p>ア．転換価額の下限 2,139円</p> <p>イ．新株予約権の目的となる株式の数の上限 1,168,770株（普通株式発行済株式数の1.56%）（注3）</p> <p>当社の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還を可能とする旨の条項</p> <p>ア．税制変更による繰上償還 日本国内において本新株予約権付社債の所持人に対し公租公課が課される一定の場合には、当社は本新株予約権付社債の所持人に対して一定の追加金を支払義務があり、当支払義務が発生したこと又は発生することをDaiwa Securities SMBC Europe Limitedに了解させた場合は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上、残存する本社債の全部（一部は不可）を本株式移転効力発生日の翌日以降、本社債額面金額の100%に繰上償還日までの経過利息を付して、償還することができます。</p> <p>イ．クリーンアップコール条項による繰上償還 当社は、下記期間における通知日の元本残高が、当初発行された本社債額面金額合計額の10%未満になった場合、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をすることにより、本株式移転効力発生日の翌日以降平成26年12月17日までの期間中、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額の100%に繰上償還日までの経過利息を付して繰上償還することができます。</p> <p>ウ．買入消却 当社ないし当社の子会社は、スイス中央銀行の規制に従って、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買取引受人を介して買い入れ、買い入れた本新株予約権付社債をDaiwa Securities SMBC Europe Limitedに引き渡して消却することができます。かかる場合、Daiwa Securities SMBC Europe Limitedは直ちにそれらの本新株予約権付社債を消却しなければなりません。</p> <p>当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項 該当事項はありません。</p>
新株予約権の目的と なる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的と なる株式の数	<p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」といいます。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を本新株予約権付社債要項の「1.(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額」記載の転換価額で除した数とします。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。</p>

新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債額面金額と同額とします。転換価額は、当初、本株式移転の効力が生ずる直前に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を1.168で除したことにより算出される額に相当する額（但し、1円未満の端数は切り上げます。）とします。詳細は、本新株予約権付社債要項の「1.(3)本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額」をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金2,500,000,000円（注1）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とします。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	本株式移転の効力発生日から平成26年12月4日の銀行営業終了時（いずれもロンドン時間）までとします。詳細は、本新株予約権付社債要項の「1.(5)本新株予約権を行使することができる期間」をご参照ください。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求受付場所 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited, Londonの所定の営業所 2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の取得事由は定めません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、本新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできません。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債額面金額と同額とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本新株予約権付社債要項の「1.(8)組織再編成が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付」をご参照ください。

（注）1. 承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務当初金110億円のうち、本株式移転の効力が生じる直前において未償還の金額となります。本届出書提出日において未確定であるため、平成26年5月31日現在の承継前新株予約権付社債の残高を記載しております。なお、本株式移転の効力発生日までに承継前新株予約権付社債の転換がなされること等により変動する可能性があります。

2. 上記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の「転換価額の修正の基準及び頻度に記載のとおり、当社は本新株予約権付社債の転換価額を下方修正することができますが、本新株予約権付社債の発行日である平成26年10月1日には、かかる転換価額の下方修正の期限を超過しており、本新株予約権付社債の発行日以降に転換価額の下方修正が行われることはありません。そのため、転換価額の下限は、平成26年5月31日現在の承継前新株予約権付社債の転換価額である2,498円を1.168で除した額（但し、1円未満の端数は切り上げます。）を記載しており、新株予約権の目的となる株式の数の上限も、かかる転換価額の下限を前提として算出した株式数を記載しております。

3. 平成26年3月31日現在における両社の発行済株式総数及び自己株式数から算定した株式数である74,907,650株を分母として計算した割合となります。なお、両社は、それぞれが保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全てを本株式移転の効力発生の直前時までに消却することを予定しており、また、当社設立の直前までにKADOKAWAの新株予約権等の行使等がなされる可能性があるため、上記発行済株式総数は変動する可能性があります。

4. 本新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由
本新株予約権付社債は、本株式移転後も承継前新株予約権付社債の権利者に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、承継前新株予約権付社債と同等の内容にて当社の新株予約権付社債を定めた上で、承継前新株予約権付社債1個に対して、当社の新株予約権付社債1個を割当て交付することにしたものであり、資金調達を目的とするものではありません。
5. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について社債権者と当社の間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
6. 当社の株券の売買について社債権者との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
7. 当社の株券の貸借に関する事項について社債権者と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
8. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
9. 本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とします。当社は、本株式移転に際して、基準時において割当対象新株予約権の新株予約権者に対して、割当対象新株予約権に代わる新株予約権として、基準時における割当対象新株予約権の総数(平成26年5月31日現在の割当対象新株予約権の数は500個です。なお、本株式移転の効力発生日までに承継前新株予約権付社債の転換がなされること等により変動する可能性があります。)と同数の、本新株予約権を発行し、割当対象新株予約権1個につき、本新株予約権1個の割合をもって交付しますが、本届出書提出日において、本新株予約権の総数は、未確定です。
10. 行使請求に係る効力発生時期
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited, Londonに本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託された日の24時(ロンドン時間)直前に本新株予約権の行使請求があったものとみなされ、したがって、本新株予約権の行使の効力は、かかる時刻(日本においては当該時刻に相当する翌暦日における時刻)に発生します。
11. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

(訂正後)

銘柄	株式会社KADOKAWA・DWANGO 2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(注1)
記名・無記名の別	無記名式
券面総額又は振替社債の総額(円)	金2,500,000,000円(注2)
各社債の金額(円)	金5,000,000円
発行価額の総額(円)	金2,500,000,000円(注2)
発行価格(円)	本社債の金額100円につき金100円。 但し、本新株予約権の発行価格は無償とし、本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しません。
利率(%)	年率1.0%
利払日	毎年3月31日及び9月30日並びに平成26年12月18日
利息支払の方法	本社債の利息は、本株式移転効力発生日(同日を除く。)から償還期日(同日を含む。)までこれをつけ、毎年3月31日及び9月30日にその日までの前半箇年分を支払い、平成26年12月18日の最終の支払いについては平成26年9月30日(同日を除く。)から平成26年12月18日(同日を含む。)までの分を支払います。詳細は、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約 (2)株式移転計画の内容」に記載の移転計画書 別紙3 株式会社KADOKAWA・DWANGO 2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の社債要項(以下、「本新株予約権付社債要項」といいます。)の「2.(3)本社債の利息支払の方法及び期限」をご参照ください。
償還期限	平成26年12月18日
償還の方法	当社は、平成26年12月18日に、本社債額面金額の100%で償還します。 なお、上記の満期償還日の償還のほか、税制変更による繰上償還、組織再編等による繰上償還、上場廃止等による繰上償還、クリーンアップコール条項による繰上償還、買入消却又は債務不履行等による強制償還が行われる場合があります。詳細は、本新株予約権付社債要項の「2.(4)償還の方法及び期限」をご参照ください。
募集の方法	本株式移転の効力が生ずる直前にKADOKAWA以外の者により保有されている残存する承継前新株予約権付社債の社債権者に対して、その保有する承継前新株予約権付社債に係る社債金額と同額の社債金額となる本社債を割り当てます。(注3)
申込証拠金(円)	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
払込期日	該当事項はありません。
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はありません。
財務上の特約(担保提供制限)	本新株予約権付社債が残存する限り、当社は、現在又は将来の外債(以下に定義される。)又は外債に係る保証、補償その他類似の債務につき、その所持人のために当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しません。但し、当該担保の利益が同時に本新株予約権付社債にも同等に比率で及ぶ場合、又はDaiwa Securities SMBC Europeが十分と認めるか若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保若しくは保証が本新株予約権付社債の所持人のために提供される場合は、この限りではありません。 上記における「外債」とは、当社が発行する債券、ノート又はディベンチャーにより表章される債務(日本法上の社債に該当し、償還期間が1年を超えるものをいう。)のうち、()日本以外の通貨円建てのもの、又は()日本円建てで、当初、その元本総額の過半が、当社により又は当社の承認を得て日本国外で募集若しくは販売されるものであり、かつ、()及び()のいずれの場合においても、日本国外の証券市場、店頭市場又はその他の類似の証券市場において、当面の間、取引相場があり、上場され若しくは通常取引がされているもの又はそれが予定されているものをいいます。
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。

(注)1. 本届出書に係る新株予約権付社債を、本届出書において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」といいます。

2. 承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務当初金110億円のうち、本株式移転の効力が生じる直前において未償還の金額となります。本訂正届出書提出日において未確定であるため、平成26年5月31日現在の承継前新株予約権付社債の残高を記載しております。なお、本株式移転の効力発生日までに承継前新株予約権付社債の転換がなされること等により変動する可能性があります。
3. 本届出書の対象となる新株予約権は、本株式移転に際し、割当対象新株予約権者に対して、割当対象新株予約権の代わりに、割当対象新株予約権者が有する割当対象新株予約権の合計と同数の当社の新株予約権を交付するものです。また、当社は、本株式移転に際して、基準時においてKADOKAWAが発行している承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務のうち、基準時において未償還のもの全てを承継します。
4. 本社債に関する支払いにつき、日本国又は日本国内のその他の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法により要求される場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、当社は、一定の日本国非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収後の支払額が当該源泉徴収がなければ支払われたであろう額と等しくなるように追加金を支払います。
5. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付はありません。

（新株予約権付社債に関する事項）

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<p>株価の下落により新株予約権の転換価額が下方修正された場合、新株予約権の目的となる株式の数が増加します。</p> <p>転換価額の修正の基準及び頻度 平成25年12月18日以降、当社の選択する日（日本時間、以下、本段落において、「特別決定日」といいます。）（同日を含みます。）までの15連続取引日の終値の平均値の95%（1円未満の端数は切り上げます。）（以下、本段落において、「修正基準株価」といいます。）が、特別決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、当社は、その裁量により、平成25年12月18日から平成26年6月17日において、転換価額を1株当たりの修正基準株価に下方修正することができます（但し、特別決定日（同日を含みません。）から下記に定義される特別修正日（同日を含みます。）までの期間に本新株予約権の転換価額の調整条項に従ってなされた調整に従います。）。かかる修正は、特別決定日後14日目の日（以下、本段落において、「特別修正日」といいます。）に効力を生じるものとします。但し、算出の結果、当該修正基準株価が特別決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は特別決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げます。）とします。また、本段落の規定に従った転換価額の修正は1度しか行われぬものとします。</p> <p>転換価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限（注2）</p> <p>ア．転換価額の下限 2,139円</p> <p>イ．新株予約権の目的となる株式の数の上限 1,168,770株（普通株式発行済株式数の1.56%）（注3）</p> <p>当社の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還を可能とする旨の条項</p> <p>ア．税制変更による繰上償還 日本国内において本新株予約権付社債の所持人に対し公租公課が課される一定の場合には、当社は本新株予約権付社債の所持人に対して一定の追加金を支払義務があり、当支払義務が発生したこと又は発生することをDaiwa Securities SMBC Europe Limitedに了解させた場合は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上、残存する本社債の全部（一部は不可）を本株式移転効力発生日の翌日以降、本社債額面金額の100%に繰上償還日までの経過利息を付して、償還することができます。</p> <p>イ．クリーンアップコール条項による繰上償還 当社は、下記期間における通知日の元本残高が、当初発行された本社債額面金額合計額の10%未満になった場合、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をすることにより、本株式移転効力発生日の翌日以降平成26年12月17日までの期間中、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額の100%に繰上償還日までの経過利息を付して繰上償還することができます。</p> <p>ウ．買入消却 当社ないし当社の子会社は、スイス中央銀行の規制に従って、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買取引受人を介して買い入れ、買い入れた本新株予約権付社債をDaiwa Securities SMBC Europe Limitedに引き渡して消却することができます。かかる場合、Daiwa Securities SMBC Europe Limitedは直ちにそれらの本新株予約権付社債を消却しなければなりません。</p> <p>当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項 該当事項はありません。</p>
<p>新株予約権の目的と なる株式の種類</p>	<p>普通株式</p>
<p>新株予約権の目的と なる株式の数</p>	<p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」といいます。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を本新株予約権付社債要項の「1.(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額」記載の転換価額で除した数とします。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。</p>

新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債額面金額と同額とします。転換価額は、当初、本株式移転の効力が生ずる直前に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を1.168で除したことにより算出される額に相当する額（但し、1円未満の端数は切り上げます。）とします。詳細は、本新株予約権付社債要項の「1.(3)本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額」をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金2,500,000,000円（注1）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とします。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	本株式移転の効力発生日から平成26年12月4日の銀行営業終了時（いずれもロンドン時間）までとします。詳細は、本新株予約権付社債要項の「1.(5)本新株予約権を行使することができる期間」をご参照ください。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求受付場所 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited, Londonの所定の営業所 2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の取得事由は定めません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、本新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできません。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債額面金額と同額とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本新株予約権付社債要項の「1.(8)組織再編成が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付」をご参照ください。

(注) 1. 承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務当初金110億円のうち、本株式移転の効力が生じる直前において未償還の金額となります。本訂正届出書提出日において未確定であるため、平成26年5月31日現在の承継前新株予約権付社債の残高を記載しております。なお、本株式移転の効力発生日までに承継前新株予約権付社債の転換がなされること等により変動する可能性があります。

2. 上記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の 転換価額の修正の基準及び頻度に記載のとおり、当社は本新株予約権付社債の転換価額を下方修正することができますが、本新株予約権付社債の発行日である平成26年10月1日には、かかる転換価額の下方修正の期限を経過しており、本新株予約権付社債の発行日以降に転換価額の下方修正が行われることはありません。そのため、転換価額の下限は、平成26年5月31日現在の承継前新株予約権付社債の転換価額である2,498円を1.168で除した額（但し、1円未満の端数は切り上げます。）を記載しており、新株予約権の目的となる株式の数の上限も、かかる転換価額の下限を前提として算出した株式数を記載しております。

3. 平成26年3月31日現在における両社の発行済株式総数及び自己株式数から算定した株式数である74,907,650株を分母として計算した割合となります。なお、両社は、それぞれが保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全てを本株式移転の効力発生の直前時までに消却することを予定しており、また、当社設立の直前までにKADOKAWAの新株予約権等の行使等がなされる可能性があるため、上記発行済株式総数は変動する可能性があります。

4. 本新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由
本新株予約権付社債は、本株式移転後も承継前新株予約権付社債の権利者に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、承継前新株予約権付社債と同等の内容にて当社の新株予約権付社債を定めた上で、承継前新株予約権付社債1個に対して、当社の新株予約権付社債1個を割当て交付することにしたものであり、資金調達を目的とするものではありません。
5. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について社債権者と当社の間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
6. 当社の株券の売買について社債権者との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
7. 当社の株券の貸借に関する事項について社債権者と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
8. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
9. 本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とします。当社は、本株式移転に際して、基準時において割当対象新株予約権の新株予約権者に対して、割当対象新株予約権に代わる新株予約権として、基準時における割当対象新株予約権の総数(平成26年5月31日現在の割当対象新株予約権の数は500個です。なお、本株式移転の効力発生日までに承継前新株予約権付社債の転換がなされること等により変動する可能性があります。)と同数の、本新株予約権を発行し、割当対象新株予約権1個につき、本新株予約権1個の割合をもって交付しますが、本訂正届出書提出日において、本新株予約権の総数は、未確定です。
10. 行使請求に係る効力発生時期
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited, Londonに本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託された日の24時(ロンドン時間)直前に本新株予約権の行使請求があったものとみなされ、したがって、本新株予約権の行使の効力は、かかる時刻(日本においては当該時刻に相当する翌暦日における時刻)に発生します。
11. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

- (2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
提出会社の企業集団の概要
(訂正前)

(中略)

イ 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とKADOKAWA及びドワンゴの状況は以下のとおりです。

KADOKAWA及びドワンゴは、KADOKAWAは定時株主総会による、ドワンゴは臨時株主総会による承認を前提として、平成26年10月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有割合 (%)	役員の兼任等	
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)
(連結子会社) KADOKAWA	東京都千代田区	28,825	出版事業、映像事業、著作権事業、デジタルコンテンツ事業等	100	8	未定
ドワンゴ	東京都中央区	10,616	ネットワーク・エンタテインメント・サービス及びコンテンツの企画・開発・運営、動画コミュニティサービスの運営等	100	7	未定

上記のとおり、本株式移転に伴う当社設立後、KADOKAWA及びドワンゴは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの最近事業年度末日時点（KADOKAWAは平成26年3月31日時点、ドワンゴは平成25年9月30日時点）の状況は、以下のとおりです。

(訂正後)

(中略)

イ 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とKADOKAWA及びドワンゴの状況は以下のとおりです。

KADOKAWA及びドワンゴは、ドワンゴの臨時株主総会による承認を前提として、平成26年10月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有割合 (%)	役員の兼任等	
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)
(連結子会社) KADOKAWA	東京都千代田区	28,825	出版事業、映像事業、著作権事業、デジタルコンテンツ事業等	100	8	未定
ドワンゴ	東京都中央区	10,616	ネットワーク・エンタテインメント・サービス及びコンテンツの企画・開発・運営、動画コミュニティサービスの運営等	100	7	未定

上記のとおり、本株式移転に伴う当社設立後、KADOKAWA及びドワンゴは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの最近事業年度末日時点（KADOKAWAは平成26年3月31日時点、ドワンゴは平成25年9月30日時点）の状況は、以下のとおりです。

3【組織再編成に係る契約】

(1) 株式移転計画の内容の概要

(訂正前)

KADOKAWA及びドワンゴは、KADOKAWAは定時株主総会による、ドワンゴは臨時株主総会による承認を前提として、平成26年10月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、KADOKAWA及びドワンゴを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を、平成26年5月14日開催の各社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、KADOKAWAの普通株式1株に対して当社の普通株式1.168株、ドワンゴの普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、KADOKAWAは平成26年6月21日に開催予定の定時株主総会において、ドワンゴは平成26年7月3日に開催予定の臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

(訂正後)

KADOKAWA及びドワンゴは、ドワンゴの臨時株主総会による承認を前提として、平成26年10月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、KADOKAWA及びドワンゴを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を、平成26年5月14日開催の各社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、KADOKAWAの普通株式1株に対して当社の普通株式1.168株、ドワンゴの普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、KADOKAWAは平成26年6月21日に開催された定時株主総会において本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を行っており、ドワンゴは平成26年7月3日に開催予定の臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(訂正前)

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

KADOKAWAまたはドワンゴの株主が、その有するKADOKAWAの普通株式またはドワンゴの普通株式につき、KADOKAWAまたはドワンゴに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、KADOKAWAの株主は平成26年6月21日に開催予定の定時株主総会（KADOKAWA）に先立って、ドワンゴの株主は平成26年7月3日に開催予定の臨時株主総会（ドワンゴ）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれKADOKAWAまたはドワンゴに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、KADOKAWAまたはドワンゴが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（中略）

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

KADOKAWAは承継前新株予約権付社債を発行しておりますが、承継前新株予約権付社債の割当対象新株予約権について、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、割当対象新株予約権に係る会社法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項第3号の規定により、本株式移転に関する新株予約権買取請求権は発生しません。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は、新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

ドワンゴは、本届出書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（訂正後）

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

KADOKAWAまたはドワンゴの株主が、その有するKADOKAWAの普通株式またはドワンゴの普通株式につき、KADOKAWAまたはドワンゴに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、KADOKAWAの株主は平成26年6月21日に開催された定時株主総会（KADOKAWA）に先立って、ドワンゴの株主は平成26年7月3日に開催予定の臨時株主総会（ドワンゴ）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれKADOKAWAまたはドワンゴに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、KADOKAWAまたはドワンゴが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（中略）

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

KADOKAWAは承継前新株予約権付社債を発行しておりますが、承継前新株予約権付社債の割当対象新株予約権について、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、割当対象新株予約権に係る会社法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限り、）に合致するため、会社法第808条第1項第3号の規定により、本株式移転に関する新株予約権買取請求権は発生しません。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は、新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

ドワンゴは、本訂正届出書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

7【組織再編成に関する手続】

（訂正前）

- (1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法
 本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、KADOKAWAにおいてはダウンゴの、ダウンゴにおいてはKADOKAWAの最終事業年度に係る計算書類等の内容、KADOKAWAにおいてはダウンゴの、ダウンゴにおいてはKADOKAWAの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下、「重要な財産の処分等」といいます。）並びにKADOKAWAにおいてはKADOKAWAの、ダウンゴにおいてはダウンゴの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等、KADOKAWAにおいては株式移転の効力発生日以後における当社の債務（本株式移転について会社法810条の規定に基づき異議を述べることができるKADOKAWAの承継前新株予約権付社債権者に対して負担する債務に限ります。）の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、KADOKAWA及びダウンゴの本店に、平成26年6月4日よりそれぞれ備え置く予定です。

（中略）

(2) 組織再編成に係る手続の方法及び日程

本株式移転計画・統合契約締結承認取締役会決議日（両社）	平成26年5月14日
統合契約締結日（両社）	平成26年5月14日
本株式移転計画承認臨時株主総会基準日公告日（ダウンゴ）	平成26年5月14日
本株式移転計画承認臨時株主総会基準日（ダウンゴ）	平成26年5月29日
本株式移転計画承認臨時株主総会決議日（KADOKAWA）	平成26年6月21日（予定）
本株式移転計画承認臨時株主総会決議日（ダウンゴ）	平成26年7月3日（予定）
上場廃止日（両社）	平成26年9月26日（予定）
当社設立登記日（本株式移転効力発生日）	平成26年10月1日（予定）
当社株式上場日	平成26年10月1日（予定）

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法 普通株式について

KADOKAWAまたはダウンゴの株主が、その有するKADOKAWAの普通株式またはダウンゴの普通株式につき、KADOKAWAまたはダウンゴに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、KADOKAWAの株主は平成26年6月21日に開催予定の定時株主総会（KADOKAWA）に先立って、ダウンゴの株主は平成26年7月3日に開催予定の臨時株主総会（ダウンゴ）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれKADOKAWAまたはダウンゴに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、KADOKAWAまたはダウンゴが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権及び新株予約権付社債について

KADOKAWAは承継前新株予約権付社債を発行しておりますが、承継前新株予約権付社債の割当対象新株予約権について、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、割当対象新株予約権に係る会社法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項第3号の規定により、本株式移転に関する新株予約権買取請求権は発生しません。

ダウンゴは、本届出書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（訂正後）

（1）組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、KADOKAWAにおいてはドワンゴの、ドワンゴにおいてはKADOKAWAの最終事業年度に係る計算書類等の内容、KADOKAWAにおいてはドワンゴの、ドワンゴにおいてはKADOKAWAの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下、「重要な財産の処分等」といいます。）並びにKADOKAWAにおいてはKADOKAWAの、ドワンゴにおいてはドワンゴの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等、KADOKAWAにおいては株式移転の効力発生日以後における当社の債務（本株式移転について会社法810条の規定に基づき異議を述べることができるKADOKAWAの承継前新株予約権付社債権者に対して負担する債務に限り、）の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、KADOKAWA及びドワンゴの本店に、平成26年6月4日よりそれぞれ備え置いております。

（中略）

（2）組織再編成に係る手続の方法及び日程

本株式移転計画・統合契約締結承認取締役会決議日（両社）	平成26年5月14日
統合契約締結日（両社）	平成26年5月14日
本株式移転計画承認臨時株主総会基準日公告日（ドワンゴ）	平成26年5月14日
本株式移転計画承認臨時株主総会基準日（ドワンゴ）	平成26年5月29日
本株式移転計画承認時株主総会決議日（KADOKAWA）	平成26年6月21日
本株式移転計画承認臨時株主総会決議日（ドワンゴ）	平成26年7月3日（予定）
上場廃止日（両社）	平成26年9月26日（予定）
当社設立登記日（本株式移転効力発生日）	平成26年10月1日（予定）
当社株式上場日	平成26年10月1日（予定）

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

（3）組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
普通株式について

KADOKAWAまたはドワンゴの株主が、その有するKADOKAWAの普通株式またはドワンゴの普通株式につき、KADOKAWAまたはドワンゴに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、KADOKAWAの株主は平成26年6月21日に開催された定時株主総会（KADOKAWA）に先立って、ドワンゴの株主は平成26年7月3日に開催予定の臨時株主総会（ドワンゴ）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれKADOKAWAまたはドワンゴに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、KADOKAWAまたはドワンゴが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権及び新株予約権付社債について

KADOKAWAは承継前新株予約権付社債を発行しておりますが、承継前新株予約権付社債の割当対象新株予約権について、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、割当対象新株予約権に係る会社法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限り、）に合致するため、会社法第808条第1項第3号の規定により、本株式移転に関する新株予約権買取請求権は発生しません。

ドワンゴは、本訂正届出書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

（訂正前）

1 当社

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

2 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、KADOKAWAの最近会計年度（平成26年3月期）（連結）及びドワンゴの最近会計年度（平成25年9月期）（連結）の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。なお、以下の数値は、KADOKAWA及びドワンゴの間の取引に関する相殺消去等の処理を行っていない単純な合算値に過ぎず、また、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うとかえって投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っていません。

売上高（百万円）	187,094
経常利益（百万円）	9,630
当期純利益（百万円）	9,864

（以下略）

（訂正後）

1 当社

当社は新設会社ですので、本訂正届出書提出日現在において財務情報はありません。

2 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社は新設会社ですので、本訂正届出書提出日現在において財務情報はありますが、KADOKAWAの最近会計年度（平成26年3月期）（連結）及びドワンゴの最近会計年度（平成25年9月期）（連結）の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。なお、以下の数値は、KADOKAWA及びドワンゴの間の取引に関する相殺消去等の処理を行っていない単純な合算値に過ぎず、また、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うとかえって投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っていません。

売上高（百万円）	187,094
経常利益（百万円）	9,630
当期純利益（百万円）	9,864

（以下略）

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

（訂正前）

- 平成26年5月14日 KADOKAWA及びドワンゴは、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本統合契約を締結し、本株式移転計画を作成いたしました。
- 平成26年6月21日 KADOKAWAの定時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定です。
- 平成26年7月3日 ドワンゴの臨時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定です。
- 平成26年10月1日 KADOKAWA及びドワンゴが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、KADOKAWA及びドワンゴの沿革につきましては、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成25年6月25日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）に記載のとおりです。

（訂正後）

- 平成26年5月14日 KADOKAWA及びドワンゴは、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本統合契約を締結し、本株式移転計画を作成いたしました。
- 平成26年6月21日 KADOKAWAの定時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成26年7月3日 ドワンゴの臨時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議する予定です。
- 平成26年10月1日 KADOKAWA及びドワンゴが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、KADOKAWA及びドワンゴの沿革につきましては、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）に記載のとおりです。

4【関係会社の状況】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、本訂正届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの業績等の概要については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成25年6月25日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及び四半期報告書（KADOKAWAにおいては平成25年8月8日、平成25年11月12日及び平成26年2月13日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの業績等の概要については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及びドワンゴの四半期報告書（平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの生産、受注及び販売の状況については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成25年6月25日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及び四半期報告書（KADOKAWAにおいては平成25年8月8日、平成25年11月12日及び平成26年2月13日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの生産、受注及び販売の状況については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及びドワンゴの四半期報告書（平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

3【対処すべき課題】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの対処すべき課題については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成25年6月25日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及び四半期報告書（KADOKAWAにおいては平成25年8月8日、平成25年11月12日及び平成26年2月13日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの対処すべき課題については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及びドワンゴの四半期報告書（平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

4【事業等のリスク】

（訂正前）

有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本届出書提出日（平成26年6月3日）現在において判断したものであります。

（1）経営統合に関するリスク

当社の設立は平成26年10月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備をKADOKAWA及びドワンゴで進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の承認等が得られない、または延期となるリスク
- ・株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（以下略）

（訂正後）

有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本訂正届出書提出日（平成26年6月25日）現在において判断したものであります。

（1）経営統合に関するリスク

当社の設立は平成26年10月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備をKADOKAWA及びドワンゴで進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の承認等が得られない、または延期となるリスク
- ・ドワンゴの株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（以下略）

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの経営上の重要な契約等については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成25年6月25日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及び四半期報告書（KADOKAWAにおいては平成25年8月8日、平成25年11月12日及び平成26年2月13日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの経営上の重要な契約等については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及びドワンゴの四半期報告書（平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

6【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの研究開発活動については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成25年6月25日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及び四半期報告書（KADOKAWAにおいては平成25年8月8日、平成25年11月12日及び平成26年2月13日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの研究開発活動については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及びドワンゴの四半期報告書（平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成25年6月25日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及び四半期報告書（KADOKAWAにおいては平成25年8月8日、平成25年11月12日及び平成26年2月13日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及びドワンゴの四半期報告書（平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（訂正前）

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの設備投資等の概要については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成25年6月25日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及び四半期報告書（KADOKAWAにおいては平成25年8月8日、平成25年11月12日及び平成26年2月13日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの設備投資等の概要については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及びドワンゴの四半期報告書（平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

2【主要な設備の状況】

（訂正前）

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの主要な設備の状況については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成25年6月25日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及び四半期報告書（KADOKAWAにおいては平成25年8月8日、平成25年11月12日及び平成26年2月13日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの主要な設備の状況については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及びドワンゴの四半期報告書（平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

(訂正前)

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの設備の新設、除却等の計画については、各社の有価証券報告書(KADOKAWAにおいては平成25年6月25日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出)及び四半期報告書(KADOKAWAにおいては平成25年8月8日、平成25年11月12日及び平成26年2月13日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの設備の新設、除却等の計画については、各社の有価証券報告書(KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出)及びドワンゴの四半期報告書(平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出)をご参照下さい。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(5)【所有者別状況】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるKADOKAWA（平成26年3月31日現在）及びドワンゴ（平成26年3月31日現在）の所有者別状況は、以下のとおりです。

（以下略）

(訂正後)

当社は新設会社ですので、本訂正届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるKADOKAWA（平成26年3月31日現在）及びドワンゴ（平成26年3月31日現在）の所有者別状況は、以下のとおりです。

（以下略）

(6)【大株主の状況】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの株主の状況は以下のとおりです。

（以下略）

(訂正後)

当社は新設会社ですので、本訂正届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの株主の状況は以下のとおりです。

（以下略）

(7)【議決権の状況】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において当社株式の所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるKADOKAWA（平成26年3月31日現在）及びドワンゴ（平成26年3月31日現在）の議決権の状況は、以下のとおりです。

（以下略）

(訂正後)

当社は新設会社ですので、本訂正届出書提出日現在において当社株式の所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるKADOKAWA（平成26年3月31日現在）及びドワンゴ（平成26年3月31日現在）の議決権の状況は、以下のとおりです。

（以下略）

3【配当政策】

（訂正前）

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社は新設会社であるため、未定です。また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成26年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。配当の決定機関につきましては、当社は、取締役会決議によるものとする予定です。

当社の剰余金の配当につきましては、毎年3月31日を基準日として期末配当を行うことができる旨、及び毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、及び基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

（訂正後）

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社は新設会社であるため、未定です。また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成26年10月1日に設立予定であるため、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。配当の決定機関につきましては、当社は、取締役会決議によるものとする予定です。

当社の剰余金の配当につきましては、毎年3月31日を基準日として期末配当を行うことができる旨、及び毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、及び基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

5【役員の状況】

(訂正前)

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するKADOKAWAの株式数 (2) 所有するドワンゴの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
代表取締役	会長	川上 量生	昭和43年9月6日生	平成3年4月 平成9年8月 平成12年9月 平成18年6月 平成23年6月 平成25年3月 平成25年6月 株式会社ソフトウェアジャパン入社 株式会社ドワンゴ設立、代表取締役社長 ドワンゴ代表取締役会長（現任） エイベックス・グループ・ホールディングス(株)取締役 KADOKAWA取締役（現任） 株式会社スマイルエッジ取締役会長（現任） 株式会社カラー取締役（現任）	(注2)	(1) 0株 (2) 6,062,700株 (3) 6,062,700株
代表取締役	社長	佐藤 辰男	昭和27年9月18日生	昭和61年5月 平成4年6月 平成4年10月 平成5年3月 平成7年6月 平成11年6月 平成12年4月 平成15年4月 平成15年4月 平成16年6月 平成16年6月 平成17年4月 平成17年10月 平成17年12月 平成18年2月 平成18年2月 平成18年6月 平成19年4月 平成20年4月 平成22年6月 平成25年4月 平成26年4月 (株)角川メディア・オフィス取締役 同社代表取締役常務 (株)メディアワークス〔現(株)アスキー・メディアワークス〕代表取締役 同社代表取締役専務 同社代表取締役社長 KADOKAWA取締役 (株)トイズワークス代表取締役社長 KADOKAWA常務取締役 (株)キャラクター・アンド・アニメ・ドット・コム〔現(株)キャラアニ〕代表取締役社長 (株)メディアリーヴス代表取締役社長 (株)エンターブレイン代表取締役会長 (株)メディアワークス代表取締役会長 (株)富士見書房代表取締役会長 (株)角川モバイル〔現(株)ブックウォーカー〕代表取締役社長 (株)メディアリーヴス代表取締役会長兼社長 (株)アスキー代表取締役社長 KADOKAWA取締役 (株)角川プロダクション代表取締役会長 KADOKAWA代表取締役社長兼COO KADOKAWA代表取締役社長 KADOKAWA代表取締役社長 I P 事業統括本部長兼海外事業統括本部長 KADOKAWA取締役相談役 I P 事業統括本部長兼海外事業統括本部長（現任）	(注2)	(1) 159,300株 (2) 0株 (3) 186,062株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するKADOKAWAの株式数 (2) 所有するドワンゴの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役	相談役	角川 歴彦	昭和18年9月1日生	昭和41年3月 KADOKAWA入社 昭和48年9月 KADOKAWA取締役 昭和50年11月 KADOKAWA専務取締役 平成4年6月 KADOKAWA取締役副社長 平成4年9月 KADOKAWA取締役退任 平成5年10月 KADOKAWA代表取締役社長 平成7年7月 (財)角川文化振興財団理事長 平成11年4月 台湾国際角川書店股份有限公司董事長 平成14年6月 KADOKAWA代表取締役会長兼CEO 平成14年8月 (株)角川大映映画代表取締役会長 平成15年4月 KADOKAWA代表取締役社長兼CEO 平成15年4月 (株)角川書店代表取締役会長兼CEO 平成16年5月 日本映像振興(株)代表取締役社長 平成17年4月 KADOKAWA代表取締役会長兼CEO 平成17年5月 KADOKAWA HOLDINGS U.S. INC. 社長 平成17年12月 (株)角川モバイル〔現(株)ブックウォーカー〕代表取締役会長 平成22年6月 KADOKAWA取締役会長(現任) 平成25年2月 (株)角川アスキー総合研究所代表取締役社長(現任)	(注2)	(1) 819,658株 (2) 0株 (3) 957,360株
取締役		荒木 隆司	昭和32年6月16日生	昭和56年4月 株式会社東京銀行(現:株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 平成3年9月 スパークス投資顧問株式会社(現:スパークス・グループ株式会社)入社 平成4年5月 同社常務取締役 平成7年1月 株式会社インテラセット設立、代表取締役(現任) 平成16年9月 エイベックス株式会社(現エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社)上級執行取締役 平成18年12月 ドワンゴ取締役 平成21年5月 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社代表取締役専務 平成22年4月 エイベックス・インターナショナル・ホールディングス株式会社代表取締役社長 平成22年12月 ドワンゴ取締役退任 平成23年6月 エイベックス・インターナショナル・ホールディングス株式会社代表取締役社長退任 平成24年7月 ドワンゴCOO最高執行責任者 平成24年12月 ドワンゴ代表取締役社長(現任) 株式会社ドワンゴモバイル取締役(現任) 株式会社スパイク・チュンソフト取締役(現任) 平成25年3月 株式会社スマイルエッジ取締役(現任) 平成25年11月 株式会社ドワンゴ・ユーザーエンタテインメント取締役(現任) 平成25年12月 株式会社MAGES.取締役(現任)	(注2)	(1) 0株 (2) 37,300株 (3) 37,300株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する KADOKAWAの株 式数 (2) 所有するドワ ンゴの株式数 (3) 割り当てられ る当社の株式 数
取締役		松原 眞樹	昭和28年4月11日生	平成11年4月 平成12年6月 平成13年4月 平成14年4月 平成16年10月 平成21年7月 平成21年9月 平成21年10月 平成22年4月 平成22年6月 平成22年7月 平成24年6月 平成25年4月 平成26年4月	KADOKAWA入社 KADOKAWA取締役新規開発事業室担当 KADOKAWA取締役メディア戦略事業部担 当 KADOKAWA取締役財務・経理部長 ㈱エス・エス・コミュニケーションズ 代表取締役社長 ㈱K・Sense代表取締役社長 同社代表取締役会長 KADOKAWA財務統括室、I R・広報室専 任マネジャー KADOKAWA財務統括室、I R・広報室、 海外事業推進室専任マネジャー KADOKAWA取締役 KADOKAWA取締役財務統括室、I R・広 報室、海外事業推進室統括マネジャー KADOKAWA常務取締役財務統括室、I R・広報室統括マネジャー KADOKAWA常務取締役経営統括本部長 KADOKAWA代表取締役社長経営統括本部 長（現任）	(注2)	(1) 11,200株 (2) 0株 (3) 13,081株
取締役		濱村 弘一	昭和36年2月8日生	昭和60年4月 平成12年3月 平成14年11月 平成15年11月 平成21年9月 平成24年6月 平成25年4月	㈱アスキー入社 ㈱エンターブレイン代表取締役社長 （現任） ㈱メディアリーヴス代表取締役 同社代表取締役社長 ㈱角川コンテンツゲート〔現㈱ブック ウォーカー〕代表取締役社長 KADOKAWA取締役 KADOKAWA常務取締役メディア&イン フォメーション事業統括本部長（現 任）	(注2)	(1) 7,100株 (2) 0株 (3) 8,292株
取締役		夏野 剛	昭和40年3月17日生	昭和63年4月 平成8年6月 平成9年9月 平成13年7月 平成17年6月 平成20年5月 平成20年6月 平成20年6月 平成20年6月 平成20年12月 平成21年9月 平成25年6月	東京ガス株式会社入社 株式会社ハイパーネット取締役副社長 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社 （現：株式会社NTTドコモ）入社 同社iモード企画部長 同社執行役員マルチメディアサービス 部長 慶応義塾大学政策メディア研究科特別 招聘教授（現任） セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役（現任） ぴあ株式会社取締役（現任） トランスコスモス株式会社社外取締役 （現任） ドワンゴ取締役（現任） グリー株式会社社外取締役（現任） トレンダーズ株式会社社外取締役（現 任）	(注2)	(1) 0株 (2) 70,000株 (3) 70,000株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するKADOKAWAの株式数 (2) 所有するドワンゴの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役		小松 百合弥	昭和37年10月18日生	昭和61年4月 野村證券(株)入社 昭和63年4月 クレディスイス信託銀行(株)入行 平成2年4月 スパークス投資顧問(株)〔現スパークス・グループ(株)〕入社 平成6年5月 The Dreyfus Corporation入社 平成9年12月 Fiduciary Trust Company International〔現Franklin Resources, Inc.〕入社 平成12年9月 インテラセット(株)入社 平成16年11月 Worldeye Capital Inc入社 平成18年6月 オリンパス・キャピタル・ホールディングス・アジア入社 平成22年7月 大和クオインタム・キャピタル(株)入社 平成22年8月 大塚化学(株)執行役員 平成24年8月 ドワンゴ顧問 平成25年1月 大塚化学(株)顧問（現任） ドワンゴ執行役員CFOコーポレート本部長（現任）	(注2)	(1) 0株 (2) 7,300株 (3) 7,300株
取締役		船津 康次	昭和27年3月18日生	昭和56年4月 (株)日本リクルートセンター〔現(株)リクルートホールディングス〕入社 平成10年4月 トランスコスモス(株)入社 平成10年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社専務取締役 平成11年12月 (株)角川インタラクティブ・メディア取締役 平成12年4月 トランスコスモス(株)代表取締役副社長 平成14年9月 同社代表取締役社長兼CEO 平成15年6月 同社代表取締役会長兼CEO（現任） 平成17年6月 (株)ウォーカープラス監査役 平成17年11月 (株)キャラアニ監査役 平成18年6月 (株)角川クロスメディア取締役 平成18年6月 (株)角川ザテレビジョン取締役 平成20年6月 (株)角川マーケティング〔現(株)角川マガジンス〕取締役 平成21年6月 KADOKAWA取締役（現任）	(注2)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
取締役		星野 康二	昭和31年5月7日生	昭和58年1月 米国アームストロング社入社 平成2年1月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社入社 平成5年2月 ディズニー・ホーム・ビデオ・ジャパンホームビデオ部門代表 平成7年1月 米国ウォルト・ディズニー社 副社長（VP） 平成10年1月 同社上級副社長（SVP） 平成12年1月 同社執行副社長（EVP） ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社代表取締役社長 平成19年6月 同社会長 平成20年1月 株式会社スタジオジブリ代表取締役社長（現任） 平成24年12月 ドワンゴ取締役（現任）	(注2)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する KADOKAWAの株 式数 (2) 所有するドワ ンゴの株式数 (3) 割り当てられ る当社の株式 数
取締役		麻生 巖	昭和49年7月17日生	平成9年4月 平成12年6月 平成13年6月 平成13年8月 平成17年12月 平成18年6月 平成20年10月 平成22年6月 平成24年12月	株式会社日本長期信用銀行（現：株式 会社新生銀行）入行 麻生セメント株式会社（現：株式会社 麻生）監査役 同社取締役 麻生セメント株式会社取締役（現任） ドワンゴ取締役（現任） 株式会社麻生代表取締役専務取締役 株式会社麻生代表取締役副社長 同社代表取締役社長（現任） 株式会社ぎょうせい代表取締役（現 任）	(注2)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
監査役 (常勤)		高山 康明	昭和23年10月14日生	昭和46年4月 昭和49年3月 昭和62年5月 平成8年5月 平成20年7月 平成21年4月 平成21年6月 平成21年7月 平成21年10月 平成22年4月 平成22年7月 平成25年4月 平成25年6月	監査法人朝日会計社〔現有限責任 あ ずさ監査法人〕入社 公認会計士登録 同法人社員就任 同法人代表社員就任 KADOKAWA顧問 KADOKAWA財務統括室長 KADOKAWA取締役 KADOKAWA取締役経理統括室、財務統括 室、I R・広報室、海外事業推進室統 括マネジャー KADOKAWA取締役経理統括室、海外事業 推進室統括マネジャー兼財務統括室、 I R・広報室管掌 KADOKAWA取締役経理統括室統括マネ ジャー兼財務統括室、I R・広報室、 海外事業推進室管掌 KADOKAWA取締役経理統括室統括マネ ジャー KADOKAWA取締役経営統括本部副統括本 部長 KADOKAWA監査役（現任）	(注3)	(1) 3,700株 (2) 0株 (3) 4,321株
監査役 (常勤)		初本 正彦	昭和38年2月11日生	昭和60年4月 平成13年11月 平成16年10月 平成17年7月 平成18年7月	(株)服部セイコー〔現セイコーウオッチ (株)〕入社 ソフトバンク・イーシーホールディン グス(株)〔現ソフトバンクBB(株)〕入社 (株)メッツ入社 (株)ナノテックス〔現ユニパルス(株)〕入 社 ドワンゴ入社（現任）	(注3)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
監査役 (非常勤)		渡邊 顯	昭和22年2月16日生	昭和48年4月 平成元年4月 平成18年6月 平成18年11月 平成19年6月 平成19年6月 平成22年6月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 成和共同法律事務所〔現成和明哲法律 事務所〕代表（現任） ジャパンパイル(株)取締役（現任） (株)ファーストリテイリング監査役（現 任） KADOKAWA監査役（現任） 前田建設工業(株)取締役（現任） MS & ADインシュアランス グルー プ ホールディングス(株)取締役（現 任）	(注3)	(1) 1,480株 (2) 0株 (3) 1,728株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する KADOKAWAの株 式数 (2) 所有するドワ ンゴの株式数 (3) 割り当てられ る当社の株式 数
監査役 (非常勤)		鈴木 祐一	昭和21年9月21日生	昭和48年9月 司法試験合格 昭和49年4月 最高裁判所司法研修所入所・司法修習生 昭和51年4月 同所卒業 昭和51年4月 検察官検事に任官・東京地方検察庁検事 昭和52年3月 山口地方検察庁検事 昭和55年3月 東京地方検察庁検事 昭和57年3月 名古屋地方検察庁検事 昭和58年4月 日本弁護士連合会弁護士登録 (東京弁護士会所属) 昭和59年10月 東京経済法律事務所(現:八重洲総合法律事務所)所長(現任) 平成16年6月 株式会社岡村製作所社外監査役(現任) 平成16年12月 ドワンゴ監査役(現任)	(注3)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
計						(1) 1,002,438株 (2) 6,177,300株 (3) 7,348,144株

- (注) 1 取締役船津康次、星野康二及び麻生巖は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役渡邊顯及び鈴木祐一は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、当社の設立日である平成26年10月1日から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、当社の設立日である平成26年10月1日から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 所有するKADOKAWA及びドワンゴの株式数は、平成26年3月31日現在のKADOKAWA及びドワンゴ株式の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の際の株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に基準時まで、所有する株式数及び当社が発行する新株式数は変動することがあります。
- 6 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定している役名及び職名を記載しております。

(訂正後)

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するKADOKAWAの株式数 (2) 所有するドワングの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
代表取締役	会長	川上 量生	昭和43年9月6日生	平成3年4月 株式会社ソフトウェアジャパン入社 平成9年8月 株式会社ドワング設立、代表取締役社長 平成12年9月 ドワング代表取締役会長（現任） 平成18年6月 エイベックス・グループ・ホールディングス(株)取締役 平成23年6月 KADOKAWA取締役（現任） 平成25年3月 株式会社スマイルエッジ取締役会長（現任） 平成25年6月 株式会社カラー取締役（現任）	(注2)	(1) 0株 (2) 6,062,700株 (3) 6,062,700株
代表取締役	社長	佐藤 辰男	昭和27年9月18日生	昭和61年5月 (株)角川メディア・オフィス取締役 平成4年6月 同社代表取締役常務 平成4年10月 (株)メディアワークス代表取締役 平成5年3月 同社代表取締役専務 平成7年6月 同社代表取締役社長 平成11年6月 KADOKAWA取締役 平成12年4月 (株)トイズワークス代表取締役社長 平成15年4月 KADOKAWA常務取締役 平成15年4月 (株)キャラクター・アンド・アニメ・ドット・コム〔現(株)キャラアニ〕代表取締役社長 平成16年6月 (株)メディアリーヴス代表取締役社長 平成16年6月 (株)エンターブレイン代表取締役会長 平成17年4月 (株)メディアワークス代表取締役会長 平成17年10月 (株)富士見書房代表取締役会長 平成17年12月 (株)角川モバイル〔現(株)ブックウォーカー〕代表取締役社長 平成18年2月 (株)メディアリーヴス代表取締役会長兼社長 平成18年2月 (株)アスキー代表取締役社長 平成18年6月 KADOKAWA取締役 平成19年4月 (株)角川プロダクション代表取締役会長 平成20年4月 KADOKAWA代表取締役社長兼COO 平成22年6月 KADOKAWA代表取締役社長 平成25年4月 KADOKAWA代表取締役社長 I P 事業統括本部長兼海外事業統括本部長 平成26年4月 KADOKAWA取締役相談役 I P 事業統括本部長兼海外事業統括本部長 平成26年6月 KADOKAWA取締役相談役（現任）	(注2)	(1) 159,300株 (2) 0株 (3) 186,062株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するKADOKAWAの株式数 (2) 所有するドワンゴの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役	相談役	角川 歴彦	昭和18年9月1日生	昭和41年3月 KADOKAWA入社 昭和48年9月 KADOKAWA取締役 昭和50年11月 KADOKAWA専務取締役 平成4年6月 KADOKAWA取締役副社長 平成4年9月 KADOKAWA取締役退任 平成5年10月 KADOKAWA代表取締役社長 平成7年7月 (一財)角川文化振興財団理事長(現任) 平成11年4月 台湾國際角川書店股份有限公司〔現台湾角川股份有限公司〕董事長 平成14年6月 KADOKAWA代表取締役会長兼CEO 平成14年8月 ㈱角川大映映画代表取締役会長 平成15年4月 KADOKAWA代表取締役社長兼CEO 平成15年4月 ㈱角川書店代表取締役会長兼CEO 平成16年5月 日本映像振興㈱代表取締役社長 平成17年4月 KADOKAWA代表取締役会長兼CEO 平成17年5月 KADOKAWA HOLDINGS U.S. INC. 社長 平成17年12月 ㈱角川モバイル〔現㈱ブックウォーカー〕代表取締役会長 平成22年6月 KADOKAWA取締役会長(現任) 平成25年2月 ㈱角川アスキー総合研究所代表取締役社長(現任)	(注2)	(1) 819,658株 (2) 0株 (3) 957,360株
取締役		荒木 隆司	昭和32年6月16日生	昭和56年4月 株式会社東京銀行(現:株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 平成3年9月 スパークス投資顧問株式会社(現:スパークス・グループ株式会社)入社 平成4年5月 同社常務取締役 平成7年1月 株式会社インテラセット設立、代表取締役(現任) 平成16年9月 エイベックス株式会社(現エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社)上級執行取締役 平成18年12月 ドワンゴ取締役 平成21年5月 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社代表取締役専務 平成22年4月 エイベックス・インターナショナル・ホールディングス株式会社代表取締役社長 平成22年12月 ドワンゴ取締役退任 平成23年6月 エイベックス・インターナショナル・ホールディングス株式会社代表取締役社長退任 平成24年7月 ドワンゴCOO最高執行責任者 平成24年12月 ドワンゴ代表取締役社長(現任) 株式会社ドワンゴモバイル取締役(現任) 株式会社スパイク・チュンソフト取締役(現任) 平成25年3月 株式会社スマイルエッジ取締役(現任) 平成25年11月 株式会社ドワンゴ・ユーザーエンタテインメント取締役(現任) 平成25年12月 株式会社MAGES.取締役(現任)	(注2)	(1) 0株 (2) 37,300株 (3) 37,300株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有するKADOKAWAの株式数 (2) 所有するドワンゴの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役		松原 眞樹	昭和28年4月11日生	平成11年4月 平成12年6月 平成13年4月 平成14年4月 平成16年10月 平成21年7月 平成21年9月 平成21年10月 平成22年4月 平成22年6月 平成22年7月 平成24年6月 平成25年4月 平成26年4月 平成26年6月	KADOKAWA入社 KADOKAWA取締役新規開発事業室担当 KADOKAWA取締役メディア戦略事業部担当 KADOKAWA取締役財務・経理部長 ㈱エス・エス・コミュニケーションズ代表取締役社長 ㈱K.Sense代表取締役社長 同社代表取締役会長 KADOKAWA財務統括室、I R・広報室専任マネジャー KADOKAWA財務統括室、I R・広報室、海外事業推進室専任マネジャー KADOKAWA取締役 KADOKAWA取締役財務統括室、I R・広報室、海外事業推進室統括マネジャー KADOKAWA常務取締役財務統括室、I R・広報室統括マネジャー KADOKAWA常務取締役経営統括本部長 KADOKAWA代表取締役社長経営統括本部長 KADOKAWA代表取締役社長海外事業統括本部長（現任）	(注2)	(1) 11,200株 (2) 0株 (3) 13,081株
取締役		濱村 弘一	昭和36年2月8日生	昭和60年4月 平成12年3月 平成14年11月 平成15年11月 平成21年9月 平成24年6月 平成25年4月	㈱アスキー入社 ㈱エンターブレイン代表取締役社長（現任） ㈱メディアリーヴス代表取締役 同社代表取締役社長 ㈱角川コンテンツゲート〔現㈱ブックウォーカー〕代表取締役社長 KADOKAWA取締役 KADOKAWA常務取締役メディア&インフォメーション事業統括本部長（現任）	(注2)	(1) 7,100株 (2) 0株 (3) 8,292株
取締役		夏野 剛	昭和40年3月17日生	昭和63年4月 平成8年6月 平成9年9月 平成13年7月 平成17年6月 平成20年5月 平成20年6月 平成20年6月 平成20年6月 平成20年12月 平成21年9月 平成25年6月	東京ガス株式会社入社 株式会社ハイパーネット取締役副社長 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現：株式会社NTTドコモ）入社 同社iモード企画部長 同社執行役員マルチメディアサービス部長 慶応義塾大学政策メディア研究科特別招聘教授（現任） セガサミーホールディングス株式会社社外取締役（現任） びあ株式会社取締役（現任） トランスコスモス株式会社社外取締役（現任） ドワンゴ取締役（現任） グリー株式会社社外取締役（現任） トレンダーズ株式会社社外取締役（現任）	(注2)	(1) 0株 (2) 70,000株 (3) 70,000株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するKADOKAWAの株式数 (2) 所有するドワンゴの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役		小松 百合弥	昭和37年10月18日生	昭和61年4月 野村證券(株)入社 昭和63年4月 クレディスイス信託銀行(株)入行 平成2年4月 スパークス投資顧問(株)〔現スパークス・グループ(株)〕入社 平成6年5月 The Dreyfus Corporation入社 平成9年12月 Fiduciary Trust Company International〔現Franklin Resources, Inc.〕入社 平成12年9月 インテラセット(株)入社 平成16年11月 Worldeye Capital Inc入社 平成18年6月 オリンパス・キャピタル・ホールディングス・アジア入社 平成22年7月 大和クオインタム・キャピタル(株)入社 平成22年8月 大塚化学(株)執行役員 平成24年8月 ドワンゴ顧問 平成25年1月 大塚化学(株)顧問（現任） ドワンゴ執行役員CFOコーポレート本部長（現任）	(注2)	(1) 0株 (2) 7,300株 (3) 7,300株
取締役		船津 康次	昭和27年3月18日生	昭和56年4月 (株)日本リクルートセンター〔現(株)リクルートホールディングス〕入社 平成10年4月 トランスコスモス(株)入社 平成10年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社専務取締役 平成11年12月 (株)角川インタラクティブ・メディア取締役 平成12年4月 トランスコスモス(株)代表取締役副社長 平成14年9月 同社代表取締役社長兼CEO 平成15年6月 同社代表取締役会長兼CEO（現任） 平成17年6月 (株)ウォーカープラス監査役 平成17年11月 (株)キャラアニ監査役 平成18年6月 (株)角川クロスメディア取締役 平成18年6月 (株)角川ザテレビジョン取締役 平成20年6月 (株)角川マーケティング〔現(株)角川マガジンス〕取締役 平成21年6月 KADOKAWA取締役（現任）	(注2)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
取締役		星野 康二	昭和31年5月7日生	昭和58年1月 米国アームストロング社入社 平成2年1月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社入社 平成5年2月 ディズニー・ホーム・ビデオ・ジャパンホームビデオ部門代表 平成7年1月 米国ウォルト・ディズニー社 副社長（VP） 平成10年1月 同社上級副社長（SVP） 平成12年1月 同社執行副社長（EVP） ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社代表取締役社長 平成19年6月 同社会長 平成20年1月 株式会社スタジオジブリ代表取締役社長（現任） 平成24年12月 ドワンゴ取締役（現任）	(注2)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する KADOKAWAの株 式数 (2) 所有するドワ ンゴの株式数 (3) 割り当てられ る当社の株式 数
取締役		麻生 巖	昭和49年7月17日生	平成9年4月 平成12年6月 平成13年6月 平成13年8月 平成17年12月 平成18年6月 平成20年10月 平成22年6月 平成24年12月	株式会社日本長期信用銀行（現：株式 会社新生銀行）入行 麻生セメント株式会社（現：株式会社 麻生）監査役 同社取締役 麻生セメント株式会社取締役（現任） ドワンゴ取締役（現任） 株式会社麻生代表取締役専務取締役 株式会社麻生代表取締役副社長 同社代表取締役社長（現任） 株式会社ぎょうせい代表取締役（現 任）	(注2)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
監査役 (常勤)		高山 康明	昭和23年10月14日生	昭和46年4月 昭和49年3月 昭和62年5月 平成8年5月 平成20年7月 平成21年4月 平成21年6月 平成21年7月 平成21年10月 平成22年4月 平成22年7月 平成25年4月 平成25年6月	監査法人朝日会計社〔現有限責任 あ ずさ監査法人〕入社 公認会計士登録 同法人社員就任 同法人代表社員就任 KADOKAWA顧問 KADOKAWA財務統括室長 KADOKAWA取締役 KADOKAWA取締役経理統括室、財務統括 室、I R・広報室、海外事業推進室統 括マネジャー KADOKAWA取締役経理統括室、海外事業 推進室統括マネジャー兼財務統括室、 I R・広報室管掌 KADOKAWA取締役経理統括室統括マネ ジャー兼財務統括室、I R・広報室、 海外事業推進室管掌 KADOKAWA取締役経理統括室統括マネ ジャー KADOKAWA取締役経営統括本部副統括本 部長 KADOKAWA監査役（現任）	(注3)	(1) 3,700株 (2) 0株 (3) 4,321株
監査役 (常勤)		初本 正彦	昭和38年2月11日生	昭和60年4月 平成13年11月 平成16年10月 平成17年7月 平成18年7月	(株)服部セイコー〔現セイコーウオッチ (株)〕入社 ソフトバンク・イーシーホールディン グス(株)〔現ソフトバンクBB(株)〕入社 (株)メッツ入社 (株)ナノテックス〔現ユニパルス(株)〕入 社 ドワンゴ入社（現任）	(注3)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
監査役 (非常勤)		渡邊 顯	昭和22年2月16日生	昭和48年4月 平成元年4月 平成18年6月 平成18年11月 平成19年6月 平成19年6月 平成22年6月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 成和共同法律事務所〔現成和明哲法律 事務所〕代表（現任） ジャパンパイル(株)取締役（現任） (株)ファーストリテイリング監査役（現 任） KADOKAWA監査役（現任） 前田建設工業(株)取締役（現任） MS & ADインシュアランス グルー プ ホールディングス(株)取締役（現 任）	(注3)	(1) 1,480株 (2) 0株 (3) 1,728株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するKADOKAWAの株式数 (2) 所有するドワングの株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
監査役 (非常勤)		鈴木 祐一	昭和21年9月21日生	昭和48年9月 司法試験合格 昭和49年4月 最高裁判所司法研修所入所・司法修習生 昭和51年4月 同所卒業 昭和51年4月 検察官検事に任官・東京地方検察庁検事 昭和52年3月 山口地方検察庁検事 昭和55年3月 東京地方検察庁検事 昭和57年3月 名古屋地方検察庁検事 昭和58年4月 日本弁護士連合会弁護士登録 (東京弁護士会所属) 昭和59年10月 東京経済法律事務所(現:八重洲総合法律事務所)所長(現任) 平成16年6月 株式会社岡村製作所社外監査役(現任) 平成16年12月 ドワング監査役(現任)	(注3)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
計						(1) 1,002,438株 (2) 6,177,300株 (3) 7,348,144株

- (注) 1 取締役船津康次、星野康二及び麻生巖は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役渡邊顯及び鈴木祐一は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、当社の設立日である平成26年10月1日から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、当社の設立日である平成26年10月1日から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 所有するKADOKAWA及びドワングの株式数は、平成26年3月31日現在のKADOKAWA及びドワング株式の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の際の株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に基準時まで、所有する株式数及び当社が発行する新株式数は変動することがあります。
- 6 役名及び職名は、本訂正届出書提出日現在において予定している役名及び職名を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関する事項のうち、本届出書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(以下略)

(訂正後)

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関する事項のうち、本訂正届出書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(以下略)

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの経理の状況については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成25年6月25日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及び四半期報告書（KADOKAWAにおいては平成25年8月8日、平成25年11月12日及び平成26年2月13日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの経理の状況については、各社の有価証券報告書（KADOKAWAにおいては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出）及びドワンゴの四半期報告書（平成26年2月14日提出及び平成26年5月15日提出）をご参照下さい。

第五部【提出会社の特別情報】

第1【最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第六部【組織再編成対象会社情報】**第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】****(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】****【有価証券報告書及びその添付書類】****(訂正前)**

ア KADOKAWA

事業年度 第59期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) 平成25年6月25日関東財務局長に提出。

イ ドワンゴ

事業年度 第17期(自平成24年10月1日 至平成25年9月30日) 平成25年12月19日関東財務局長に提出。

(訂正後)

ア KADOKAWA

事業年度 第60期(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) 平成26年6月24日関東財務局長に提出。

イ ドワンゴ

事業年度 第17期(自平成24年10月1日 至平成25年9月30日) 平成25年12月19日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】**(訂正前)**

ア KADOKAWA

事業年度 第60期第1四半期(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日) 平成25年8月8日関東財務局長に提出。

事業年度 第60期第2四半期(自平成25年7月1日 至平成25年9月30日) 平成25年11月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第60期第3四半期(自平成25年10月1日 至平成25年12月31日) 平成26年2月13日関東財務局長に提出。

イ ドワンゴ

事業年度 第18期第1四半期(自平成25年10月1日 至平成25年12月31日) 平成26年2月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第18期第2四半期(自平成26年1月1日 至平成26年3月31日) 平成26年5月15日関東財務局長に提出。

(訂正後)

ア KADOKAWA

該当事項はありません。

イ ドワンゴ

事業年度 第18期第1四半期(自平成25年10月1日 至平成25年12月31日) 平成26年2月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第18期第2四半期(自平成26年1月1日 至平成26年3月31日) 平成26年5月15日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

(訂正前)

ア KADOKAWA

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成26年6月3日）までに、以下の臨時報告書を提出。

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月28日関東財務局長に提出。

(2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成26年3月27日関東財務局長に提出。

(3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成26年5月14日関東財務局長に提出。

イ ドワンゴ

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成26年6月3日）までに、以下の臨時報告書を提出。

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月19日関東財務局長に提出。

(2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成26年5月15日関東財務局長に提出。

(訂正後)

ア KADOKAWA

該当事項はありません。

イ ドワンゴ

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成26年6月25日）までに、以下の臨時報告書を提出。

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月19日関東財務局長に提出。

(2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成26年5月15日関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

(訂正前)

ア KADOKAWA

(1) 訂正報告書（上記 ア(1)の平成25年8月28日付臨時報告書の訂正報告書）を平成25年8月29日に関東財務局長に提出。

(2) 訂正報告書（上記 ア(3)の平成26年5月14日付臨時報告書の訂正報告書）を平成26年5月27日に関東財務局長に提出。

(訂正後)

ア KADOKAWA

該当事項はありません。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

(訂正前)

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成26年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

(訂正後)

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成26年10月1日に設立予定であるため、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

(訂正前)

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成26年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

(訂正後)

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成26年10月1日に設立予定であるため、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成26年10月1日に設立予定であるため、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成26年10月1日に設立予定であるため、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。